



UAゼンセン 政策ニュース

NEWS LETTER

No. 165
2026. 10. 27

発行所 UA ゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 発行人
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/> 原 健 二

企業型確定拠出年金・iDeCoの制度が拡充される

確定拠出年金法が改正され、2026年12月1日から、企業型確定拠出年金（企業型DC）および個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額が引き上げられる。また、iDeCoの加入可能年齢も、一定の要件の下で65歳未満から70歳未満へ拡大される。加盟組合においては、制度変更の内容を確認し、規約、周知資料および加入者への案内を見直す必要がある。

1. 企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げ

企業型DCの拠出限度額は、現行の月額5.5万円から月額6.2万円へ引き上げられる。確定給付企業年金（DB）等の他制度を併用する場合は、月額6.2万円から他制度掛金相当額を差し引いた額が上限となる。規約の定め方や実際に掛金を引き上げるかどうかにより規約変更が必要となる場合があるため、各事業主は制度内容を確認する。

2. iDeCoの拠出限度額を引き上げ

第2号被保険者のiDeCoは、企業年金の有無にかかわらず、企業型DCの事業主掛金やDB等の他制度掛金相当額と合わせて月額6.2万円の共通枠となる。企業年金に加入していない会社員等は月額6.2万円まで、企業年金加入者は月額6.2万円から事業主掛金等を控除した額まで拠出できる。第1号被保険者については、国民年金基金との合算上限が月額6.8万円から7.5万円へ引き上げられる。

3. iDeCoの加入可能年齢を70歳未満へ引き上げ

国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の者についても、①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoへ資産を移換する者のいずれかに該当し、老齢基礎年金およびiDeCoの老齢給付金を受給していないこと等の要件を満たす場合は、加入・継続拠出が認められる。なお、2029年11月末までの経過措置期間は、上記①～③に該当しない者も一定の要件の下で加入できる。

4. 施行に向けた対応

- 企業型DCの規約と掛金設計を確認し、限度額引上げに伴う規約変更の可否を点検する。
- 加入者ごとの企業型DC事業主掛金、DB等の他制度掛金相当額およびiDeCo拠出可能額を周知する。
- 60歳以上の対象者に、加入要件、老齢給付金受給との関係、掛金変更・加入手続きの必要性を案内する。

以 上

【参考資料】

厚生労働省「2025年の制度改正に関するチラシ」（2026年12月施行）

（担当：労働条件局 小松）

2026年12月から

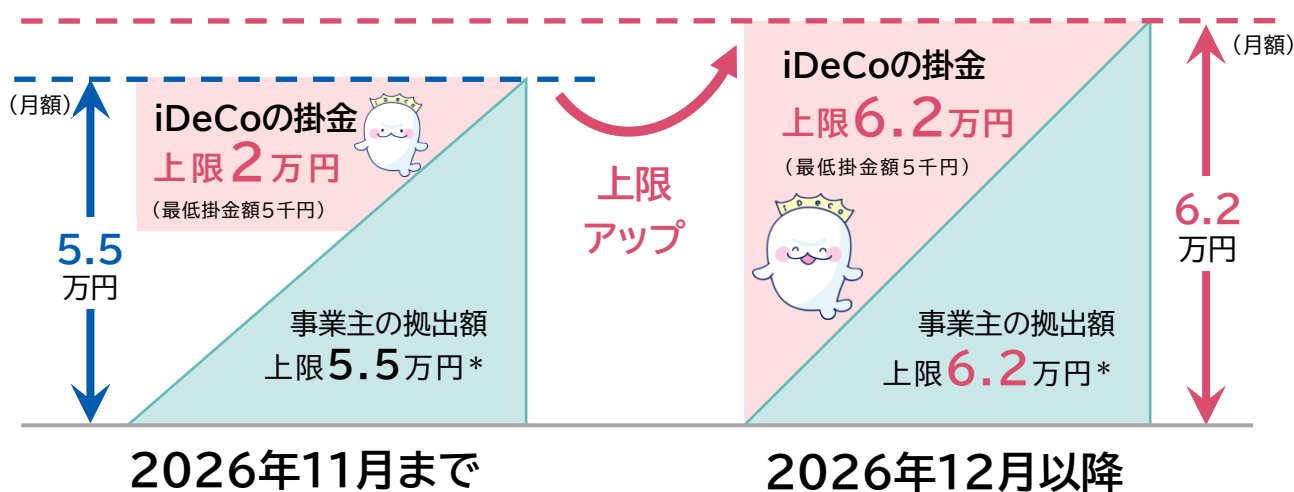
企業型DCの拠出限度額が 5.5万円から**6.2万円**に引き上げられます！

- 2026年12月から、確定拠出年金(DC)の掛金の上限額(拠出限度額)が見直されます。
- **月額6.2万円を上限**とし、上限から確定給付企業年金(DB)などの他制度掛金相当額を差し引いた範囲内となります。



iDeCoを併用される方は・・・

- **月額6.2万円から各月の事業主の拠出額を控除した額が上限**になります。
 - ✓ 企業型DCでもiDeCoでも、同じ拠出限度額枠内での掛金設定が可能になります。
 - ✓ 事業主の拠出額(※企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額の合計額。以下同じ。)によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。



*DBに拠出限度額はありません。

*企業型DCを実施している場合、企業型DCの加入者専用サイトにおいてiDeCoの拠出可能見込み額の確認が可能です。

企業型DC加入者のiDeCo加入要件

- 企業型DCの事業主掛金が月の上限(6.2万円)の範囲内で毎月拠出であること
- iDeCoの掛金が6.2万円から各月の事業主の拠出額を控除した額の範囲内で毎月拠出であること
- 企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)※を利用していないこと

※マッチング拠出については裏面を参照してください。

企業型DCを実施する事業主の皆さまへ

- iDeCoの掛金額の判定に必要となるため、DB等をあわせて実施している場合は、他制度掛金相当額について、加入者への周知をお願いいたします。
- 本改正を踏まえて、企業型DCの上限額を引き上げる際は、規約変更が必要となる場合があります。

マッチング拠出(加入者掛金拠出)についても 拠出限度額が引き上げられます！

マッチング拠出とは

- 企業型DCは、事業主が拠出した掛金をもとに従業員(加入者)が自ら金融商品を選んで運用する企業年金です。
- マッチング拠出とは、企業型DCの事業主の掛金額に加えて、従業員(加入者)本人も規約に定められた範囲内で掛金を拠出できる仕組みです。

メリット

- ✓ 若いうちから積み立てることで資産を増やし、将来受け取る給付額の充実につながります。
- ✓ 掛金は全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、税制上の優遇を受けます。

2026年12月以降

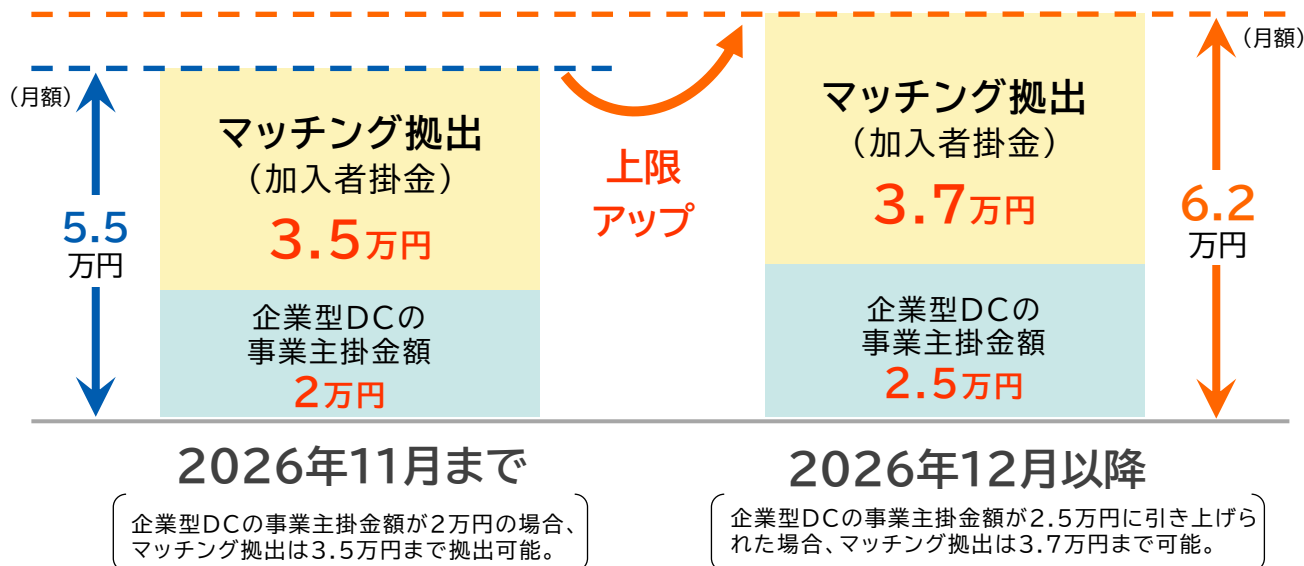
企業型DCの拠出限度額が**5.5万円から6.2万円**に引き上げられることに伴い、加入者が行うマッチング拠出の上限額は、**6.2万円から事業主の拠出額を控除した額**の範囲となります。

※マッチング拠出は、加入されている企業型DCの規約に規定されている場合、可能となります。
拠出限度額や拠出額の変更月などが規約に規定されている場合もありますので、詳細はお勤め先へご確認ください。

制度改正に関する
詳しい情報はこちらから
(厚生労働省ウェブサイト)



〈拠出例〉



iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ



2026年12月(2027年1月引き落とし分)から iDeCoの拠出限度額と 加入可能年齢が引き上げられます。

① 拠出限度額の引き上げ

iDeCoの掛金額を**最大75,000円**まで
拠出できるようになります。

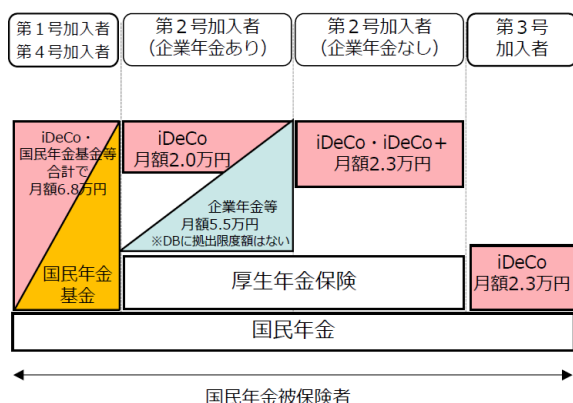
② 加入可能年齢の引き上げ

60歳以上70歳未満の人でも一定要件※を
満たせば加入できるようになります。

※裏面の「iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者」を参照。

① 拠出限度額の引き上げ

2026年12月 引き落とし分まで



<iDeCoの加入対象者の区分>

第1号加入者: 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生)

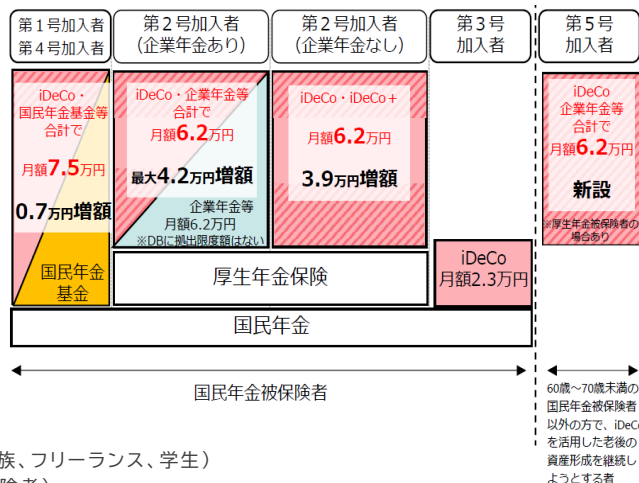
第2号加入者: 国民年金第2号被保険者(会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)

第3号加入者: 国民年金第3号被保険者(国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)

第4号加入者: 国民年金任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者)

第5号加入者: 60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者【2026年12月以降新設】
(①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、
老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等)

2027年1月 引き落とし分から



必要な手続きについて

- 拠出限度額の引き上げにあわせて、
掛金額の変更を希望される方は手続きが必要です。
- 2026年12月分(2027年1月口座引き落とし分)からの掛金額変更については、
2026年9月頃からの受付を予定しております。
詳細は加入しているiDeCoの運営管理機関にお問い合わせください。
また、e-iDeCo(iDeCoのオンライン手続きサービス)では、2026年12月1日～24日の間
に手続きが可能です。

※手続きの内容により、2026年12月分(2027年1月口座引き落とし分)の掛金額変更反映できない場合があります。
※e-iDeCoの利用可否は加入している運営管理機関によって異なります。



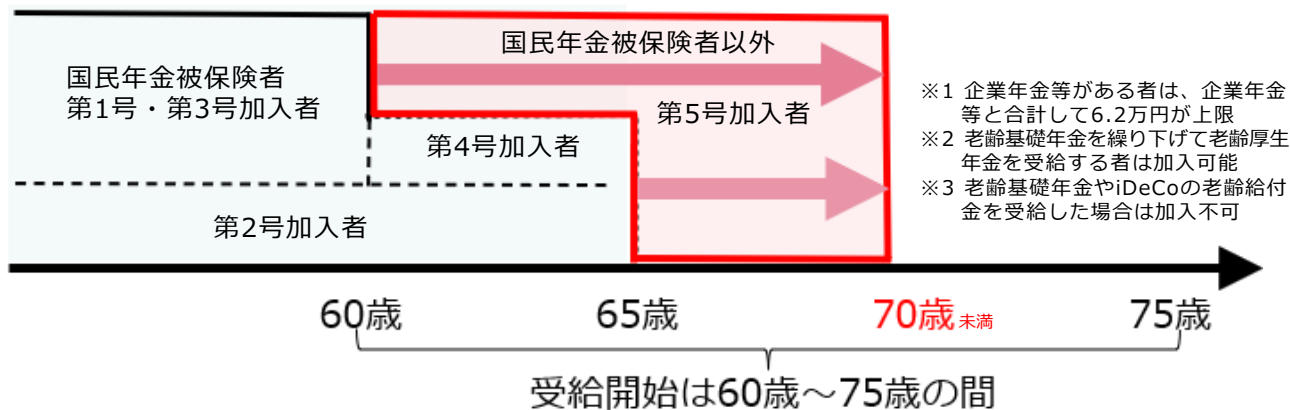
② 加入可能年齢の引き上げ（2026年12月以降）

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

- (1) iDeCo加入者
- (2) iDeCo運用指図者
- (3) 企業年金からiDeCoに資産を移換する者

2029年11月末までは、
左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

上記の(1)～(3)いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者※2※3、マッチング拠出を実施していない者等



必要な手続きについて

- 加入可能年齢の引き上げ対象の方でiDeCo加入をご希望の方は、改めて手続きが必要となります。上記(1)(2)に該当する方は、ご利用中の運営管理機関にお問い合わせください。また、上記(3)に該当する方等、新規加入の方は下記“iDeCoへの加入をご希望の方へ”を参照してください。



iDeCoへの加入をご希望の方へ

- iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）で行います。
- iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

iDeCo公式サイト
（運営管理機関一覧）



iDeCoの拠出限度額について

- iDeCoの掛金の拠出限度額は、企業型DCの事業主掛金額、DB等の他制度掛金相当額、国民年金基金の掛金額等によって決まります（DB等の他制度掛金相当額には公務員の共済掛金相当額も含まれます。複数のDB等に加入している場合、各々の掛金相当額の合算が必要です）。

〈他制度掛金相当額の確認方法〉

- | | |
|---------------------|--|
| ▶ 企業型確定拠出年金（DC）の加入者 | ・ 加入中の企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）の加入者専用サイトでご確認ください。 |
| ▶ 確定給付企業年金（DB）の加入者 | ・ お勤め先にDB等の他制度掛金相当額をご確認ください。 |
| ▶ 国民年金の付加年金の加入者 | ・ 付加年金の保険料は月額400円です。 |
| ▶ 国民年金基金の加入者 | ・ 国民年金基金から送付される掛金納付結果通知書等をご確認ください。 |
| ▶ 国家公務員・地方公務員 | ・ 共済掛金相当額は月額8,000円です。 |
| ▶ 私立学校教職員 | ・ 私学共済の掛金相当額は月額7,000円です。 |